

横浜市新型コロナウイルス対策本部 対策本部会議

令和5年4月28日（金）

16:30 ~ 17:00

市庁舎10階 本部会議室

次 第

- 1 5月8日以降の国・県の対応 ＜本部運営調整チーム＞

- 2 感染の状況等
 - (1) 第6波以降の感染発生等の状況 ＜感染症対策チーム＞
 - (2) コールセンターの状況
 - (3) 病床使用状況 ＜病床・医療提供体制確保チーム＞
 - (4) 1週間あたりの救急搬送の推移 ＜消防局＞
 - (5) 市立学校の陽性者数・学級閉鎖数の推移 ＜教育委員会事務局＞
 - (6) 保育所等の陽性者数・休園数の推移 ＜こども青少年局＞
 - (7) 新型コロナワクチン接種の概要 ＜ワクチン接種特別チーム＞

- 3 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う主な取組等
＜感染症対策チーム＞ ＜病床・医療提供体制確保チーム＞

- 4 5月8日以降の本市の体制 ＜本部運営調整チーム＞

- 5 5月8日以降の本市職員の対応 ＜総務局＞

- 6 本部長指示・市長メッセージ

1 国・県の対応（5月8日以降）

(1) 国の対応

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、「感染症法」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。
- 「新型コロナウイルス感染症対策本部」は廃止
- 特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了
- 都道府県知事が住民に対して実施している一般検査事業は終了
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も廃止
- 必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催

(2) 県の対応

- 「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」は廃止
- 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を廃止
- 感染再拡大時には「危機管理対策会議」が対応

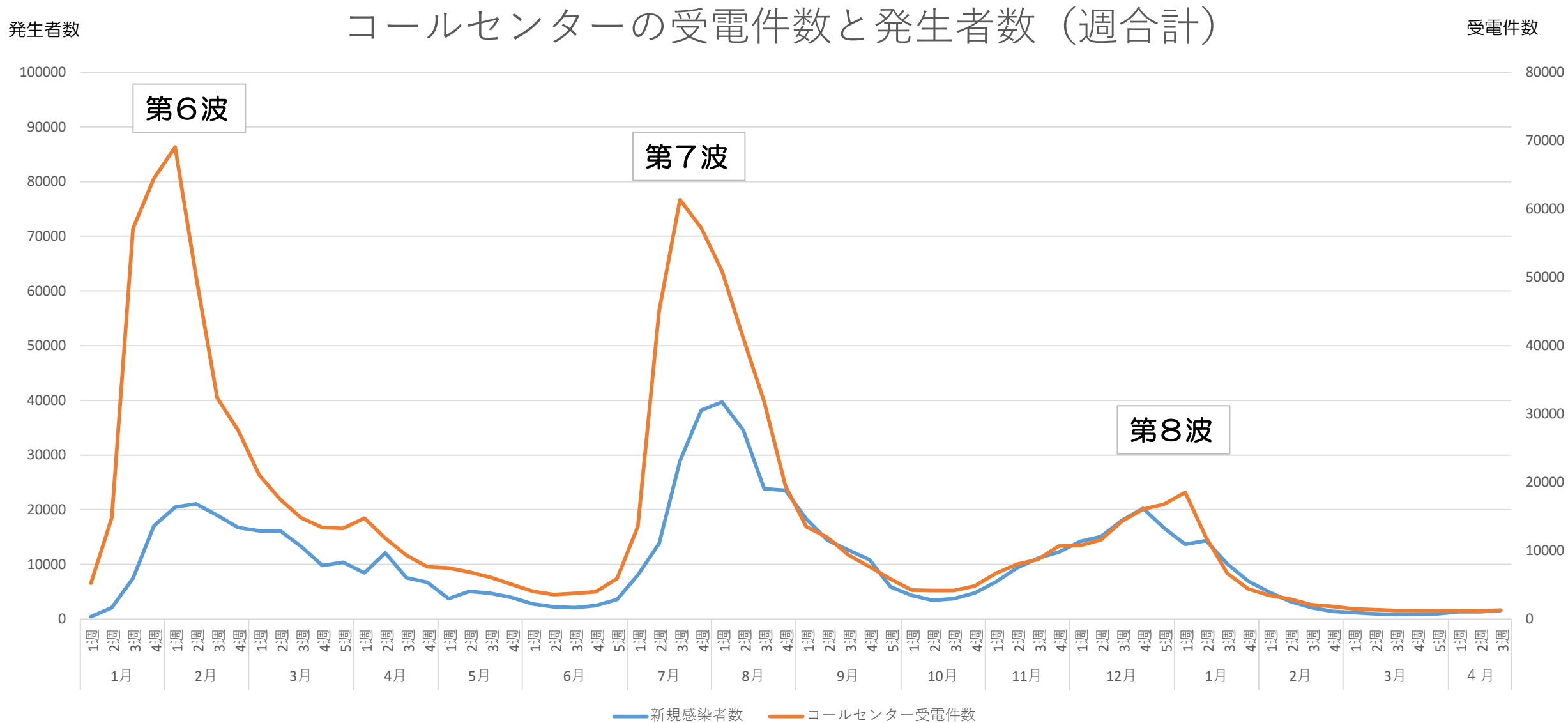
2 感染の状況等

- (1) 第6波以降の感染発生等の状況
- (2) コールセンターの状況
- (3) 病床使用状況
- (4) 1週間あたりの救急搬送の推移
- (5) 市立学校の陽性者数・学級閉鎖数の推移
- (6) 保育所等の陽性者数・休園数の推移
- (7) 新型コロナウイルスワクチン接種の概要

(1) 第6波以降の感染発生等の状況



(2) コールセンターの状況



(3) 病床使用状況

(1) 陽性患者用確保病床数

	第8波※	4月1日時点
最大確保病床数 (うち、重症用病床)	1,024床 (97床)	953床 (97床)

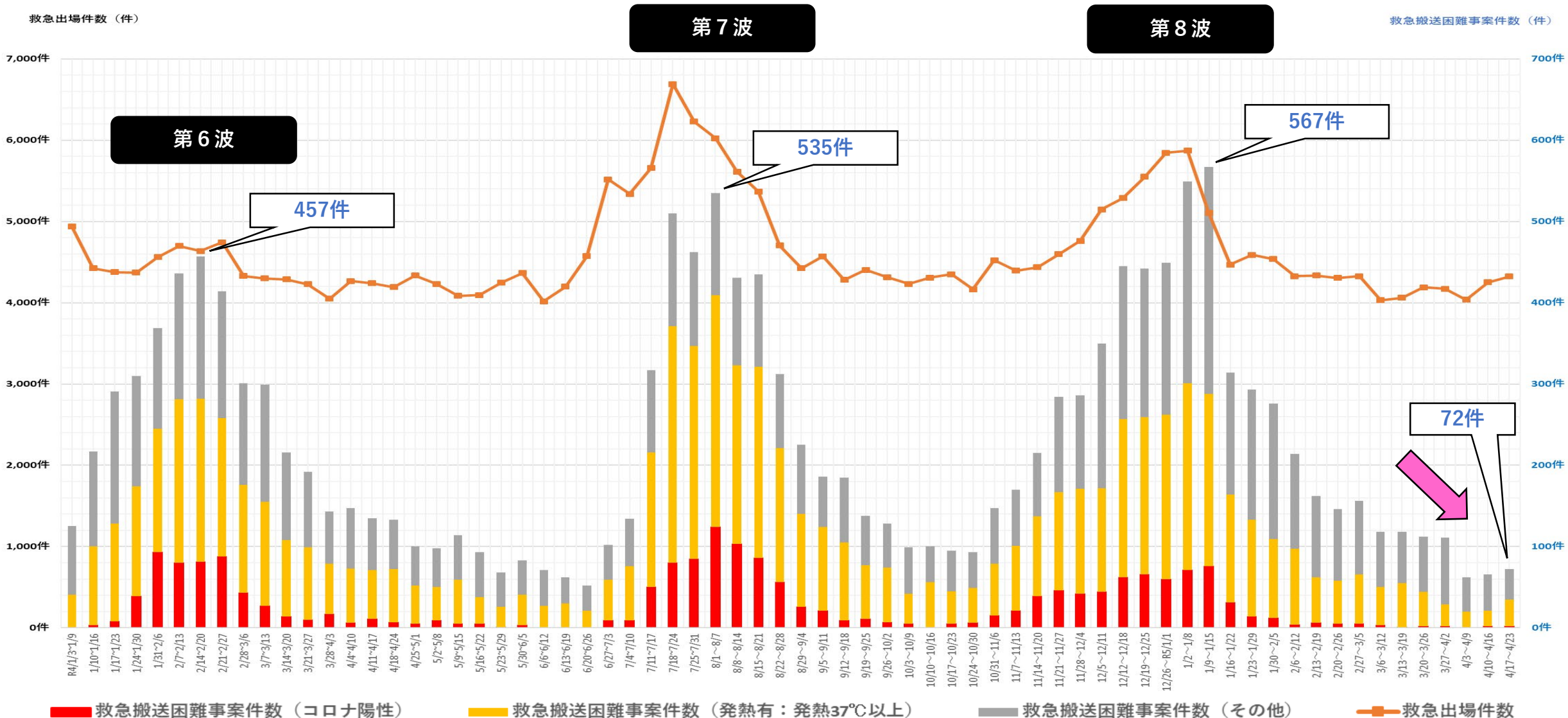
※2023.1.5～2023.3.31の病床数

(2) 病床使用状況

	第6波最大	第7波最大	第8波最大	4月27日
病床使用数〔全体〕 (使用率)	714床 (82.4%) 2022.2.12	752床 (82.5%) 2022.8.9	703床 (68.7%) 2023.1.12	107床 (11.2%)
重症用病床数 (使用率)	44床 (43.6%) 2022.2.21	29床 (28.7%) 2022.8.10	28床 (28.9%) 2023.1.5	1床 (1.0%)

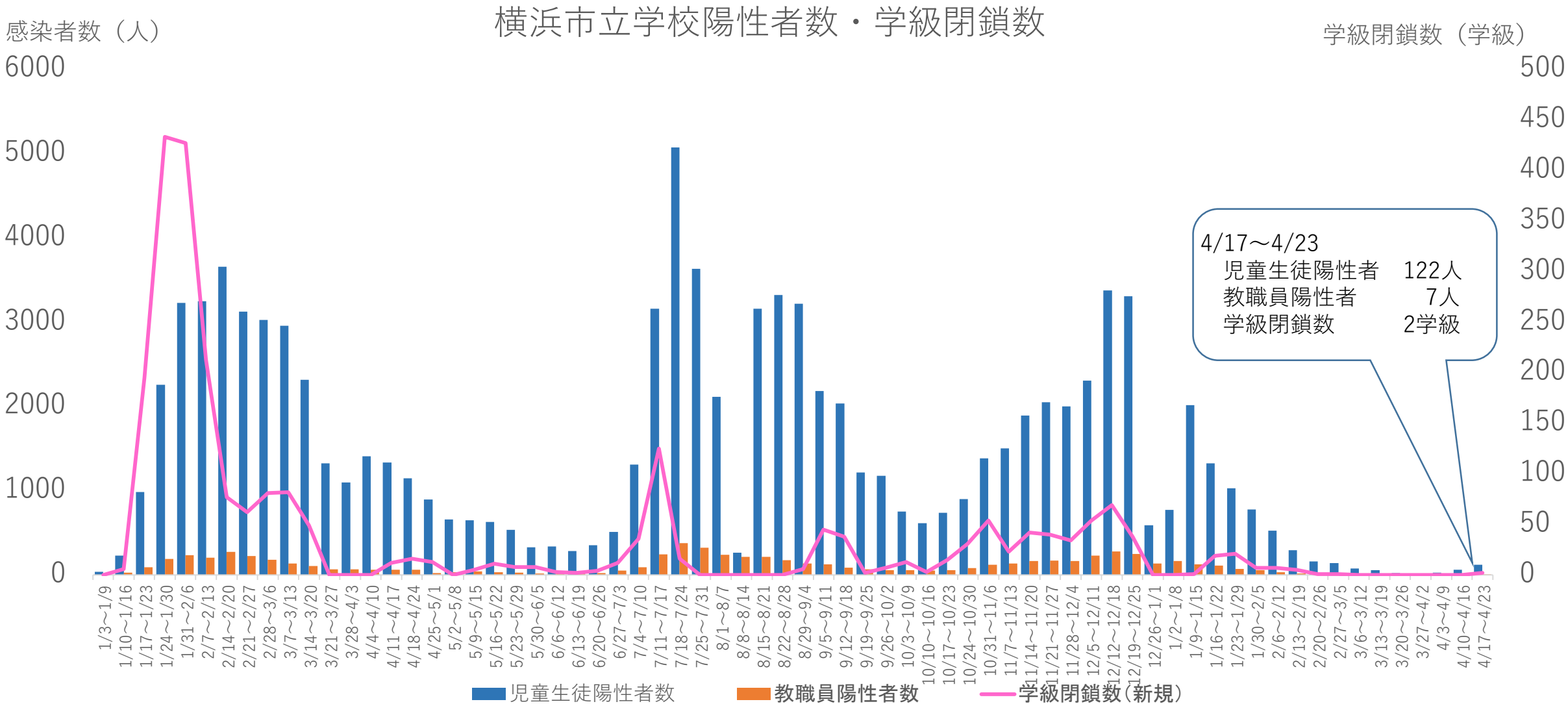
(4) 1週間あたりの救急搬送の推移

(令和5年4月24日現在速報値)



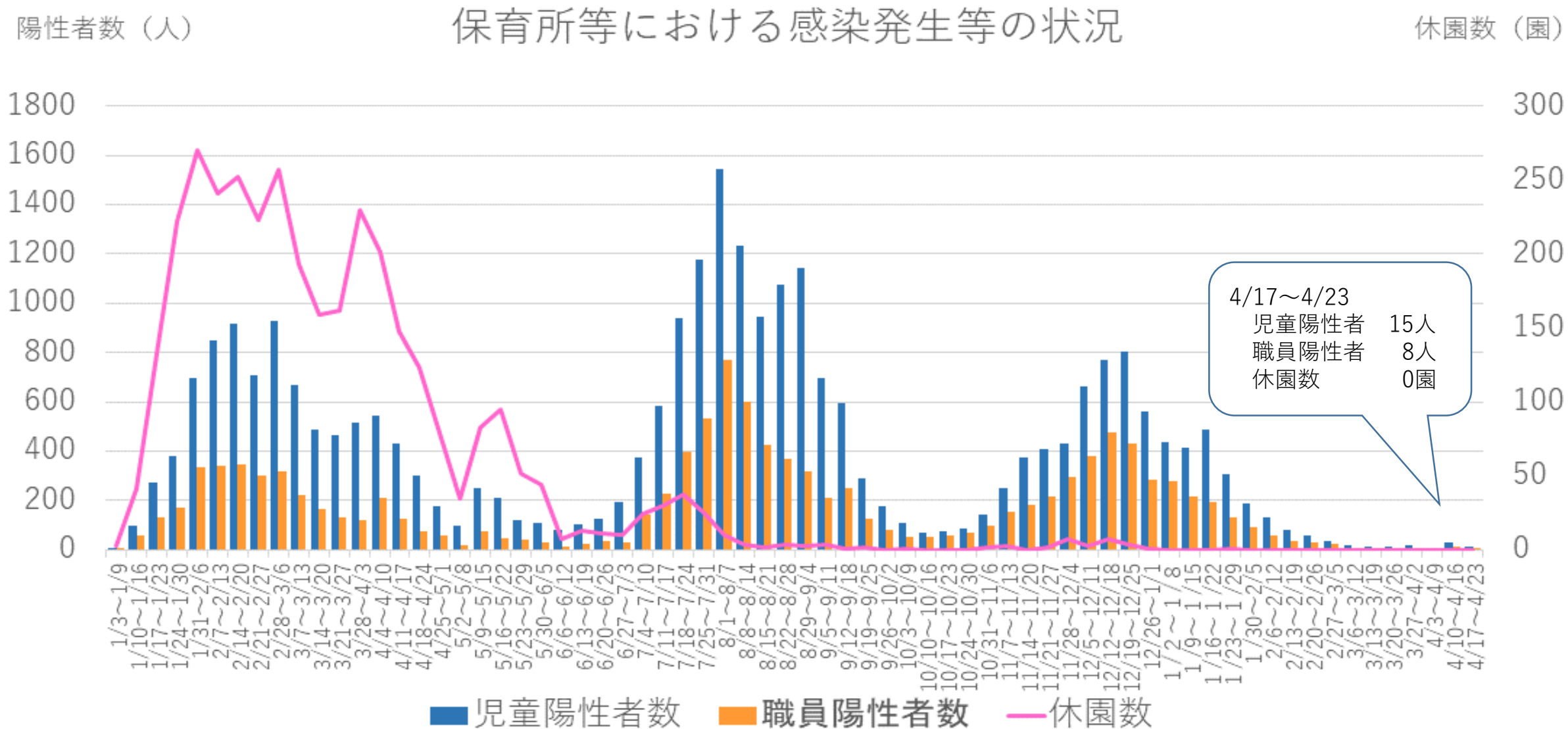
(5) 市立学校の陽性者数・学級閉鎖数の推移

2023年4月23日時点



(6) 保育所等の陽性者数・休園数の推移

2023年4月23日時点



(7) 新型コロナウイルスワクチン接種の概要

■接種開始

令和3年2月～

※ 1・2回目	: 令和3年2月～
3回目	: 令和3年12月～
4回目	: 令和4年5月～
オミクロンワクチン	: 令和4年9月～

■これまでの主な取組

- ・接種体制(個別接種:約2,000か所、集団接種:最大34会場)
- ・多様なライフスタイルに合わせた接種(深夜・早朝、若者向け)
- ・予約代行(市内郵便局約302局、市内18区役所の相談員)
- ・コールセンター(最大約700席)

■累計接種数

約1,117万回 ※令和5年4月25日現在

<参考> 65歳以上のオミクロン株対応ワクチンの接種率 78.0%

3 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 位置付け変更に伴う主な取組等

新型コロナウイルス感染症の位置付け変更のポイント

○ 外出制限等がなくなり、感染対策については個人の判断が基本となります

[外出を控えることが推奨される期間] 発症翌日から5日間、かつ、症状軽快後24時間が経過するまで

※発症10日間はマスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの人へうつさない配慮が必要

[基本的な感染対策] マスク着用、手洗い等の手指衛生・換気、3密の回避等

○ 陽性の方へ保健所からの連絡(健康観察)がなくなります

○ 幅広い医療機関で診療・受け入れる体制に移行します

○ 医療費の自己負担が生じます

ただし、以下については9月末まで公費支援対象となります

- ・新型コロナウイルス感染症治療薬※1の薬剤費全額
- ・新型コロナウイルス感染症治療のための入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から原則2万円減額
(自己負担限度額が2万円未満の場合はその額)

※1 対象となる治療薬は、「ラゲブリオ」「パキロビッド」「ゾコーバ」「ベクルリー」「ゼビュディ」「ロナプリーブ」「エバシエルド」に限定

(1) 本市の主な取組①

市民の不安解消のための相談体制

○新型コロナウイルス感染症コールセンターで、市民の不安や相談に対応

- ・感染症コールセンターは**9月末まで継続**
- ・運営時間：**平日・土日祝日（毎日）24時間**
- ・受付内容：**発熱時の相談や発熱患者等の外来対応医療機関の案内、**
コロナ陽性者の体調急変時の相談等

市民の安心につながる情報提供の充実

○本市ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用し、継続的に情報発信

- ・発生状況の公表（週1回）
- ・**抗原検査キットや解熱鎮痛薬の常備を推奨**
- ・**基本的感染対策（手洗い・換気・マスク着用等）を推奨**
- ・**医療機関受診時のルール 等の周知、発信**

(1) 本市の主な取組②

安定的な医療提供体制の維持

- Y-CERT※2による入院調整支援を継続 ※2 Y-CERT(ワイ・サート):Yokohama coronavirus emergency response teamの略称
 - ・医療機関間での調整を基本としつつも、**当面の間はY-CERTを継続させ、地域間での調整が困難な場合には入院調整を支援**
 - ・運営時間: 平日 8時30分～17時15分 土日祝日 9時～17時15分
 - ※感染拡大時は運営時間・体制を拡充
- 感染拡大時の診療体制維持のための支援の継続
 - ・必要に応じ、区医師会等を通じて、**市内医療機関へ抗原検査キットを配付**
 - ・必要に応じ、**休日急患診療所の医師・看護師等を増員**できるよう支援
- 必要に応じた救急隊の増隊
 - ・**救急要請・搬送困難事案の状況等に応じて、救急隊を臨時的に増隊して対応**

(1) 本市の主な取組③

重症化リスクの高い高齢者等への支援の継続

○療養者への支援の継続

- ・高齢者施設を活用した陽性高齢者ショートステイ及び退院支援ショートステイを
9月末まで継続

○高齢者施設等ハイリスク者入所施設への支援の継続

- ・**抗原検査キットをあらかじめ配付し、陽性者発生時や感染拡大時の集中検査を実施**
- ・平時の施設向け研修や、発生時に感染拡大防止のための施設内ゾーニングや消毒などの指導

(2) 新型コロナワクチン接種（令和5年春開始接種）

■対象者

初回接種を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方（約109万人）

- ・65歳以上の方
- ・基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）
- ・医療従事者、介護施設従事者等

■接種体制

市内の医療機関（個別接種）

■スケジュール

- ・個別通知（接種券）

オミクロン株対応ワクチンを1回接種済みの方：4月24日（月）から順次発送

※発送通数 4月24日発送：約65万通 4月28日発送：約43万通 5月8日発送：約54万通

（お手元の未利用の接種券を使って接種することも可能）

- ・予約開始日（市の予約システム）

4月26日（水）午前9時～

- ・接種開始日

5月8日（月）

4 5月8日以降の本市の体制

- 国及び県の対策本部の廃止にともない、**本市の対策本部も廃止**する。
- 5月8日以降の本市の体制を「**警戒体制**」(横浜市感染症対策情報連絡体制)とする。
(「警戒体制」の廃止は、医療提供体制等に関する施策の暫定的な延長の終了時期、またはWHOが感染の再燃の懸念を払拭した時期をもって検討する。)

「警戒体制」(横浜市感染症対策情報連絡体制)

責 任 者 医療局副局長

事 務 局 医療局(総務局支援)

関係区局 医療局、政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局病院経営本部、
環境創造局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局
及び責任者が指定する区局

(警戒体制確立基準)

- 市域に被害等を及ぼす事件等の**緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある**場合で、警戒活動(**情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるように備えること**)を必要とし、市・区警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合 (横浜市緊急事態等対処計画 II-2ページ)
- 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、**患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い** (横浜市緊急事態等対処計画 III-(1)-11ページ)

5 5月8日以降の本市職員の対応

- 本市職員は市民の皆様の安全・安心をお守りする立場にあるということを感じ、率先して感染予防対策を行い、業務をしっかりと継続できる体制を維持する。
- 来庁者等の重症化リスク等を考慮した感染対策の実施により、感染拡大を防止する。

■自主的な感染対策の取組

- (1) マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重することを基本とし、重症化リスク等を考慮して判断する。
- (2) 手洗い等の手指衛生・換気を引き続き励行する。
- (3) 「三つの密」の回避のため、人と人との距離や十分な換気を確保するとともに、アクリル板等の設置については、窓口業務や重症化リスクの高い人と接する場面等、業務内容等を考慮して対応する。
- (4) 引き続き、フレックスタイム制度やテレワーク、WEB会議等を有効に活用し、感染拡大防止及び効率的な働き方を推進する。

本部長指示・市長メッセージ